

1. 議 事 日 程（4日目）

（平成25年那智勝浦町議会第3回定例会）

平成25年9月12日

9時01分 開 議

於 議 場

日程第1	報告第14号	専決処分（和歌山県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約）した事件の承認について……………	157
日程第2	報告第15号	専決処分（那智勝浦町学童保育所設置条例の一部を改正する条例）した事件の承認について……………	158
日程第3	議案第68号	那智勝浦町下水道条例の一部を改正する条例……………	159
日程第4	議案第69号	那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例……………	160
日程第5	議案第70号	平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）……………	161
日程第6	議案第71号	平成25年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）……………	190
日程第7	議案第72号	平成25年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第1号）……………	191
日程第8	議案第73号	平成25年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）……………	194
日程第9	議案第74号	平成25年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計補正予算（第1号）……………	195
日程第10	議案第75号	平成25年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）……………	197
日程第11	議案第76号	井鹿地区（第508号・井戸築造）災害復旧工事請負契約について……………	200
日程第12	議案第77号	和歌山県消防救急デジタル無線広域・共同整備事業に係る整備工事委託協定の締結について……………	201
日程第13	議案第78号	財産の取得について……………	202
日程第14	発議第1号	農業委員会委員の推薦について（経済常任委員会報告）……………	203
日程第15	請願、陳情の委員会付託について……………		204

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番	左 近 誠	2番	荒 尾 典 男
3番	下 崎 弘 通	4番	森 本 隆 夫
5番	曾 根 和 仁	6番	湊 谷 幸 三
7番	田 中 幸 子	8番	東 信 介
10番	山 縣 弘 明	11番	中 岩 和 子
12番	引 地 稔 治		

3. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（15名）

町 長 寺 本 眞 一  
消 防 長 中 嶋 秀 和  
総務課新病院  
建設推進室長 浪 花 潔  
病院事務長 八 木 敦 哉  
住 民 課 長 玉 井 弘 史  
観光産業課長 松 下 安 孝  
水 道 課 長 藪 根 敏 夫  
総務課副課長 矢 熊 義 人

教 育 長 笠 松 昭 紀  
参 事 藪 本 活 英  
(総務課長)  
会 計 管 理 者 久 原 章 功  
税 務 課 長 城 本 和 男  
福 祉 課 長 福 居 和 之  
建 設 課 長 橋 本 典 幸  
教 育 次 長 瀧 本 雄 之

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事 務 局 長 伊 藤 善 之  
事 務 局 主 査 寺 地 強  
事 務 局 副 主 査 脇 地 健

~~~~~ ○ ~~~~~

9時01分 開議

〔4番森本隆夫議長席に着く〕

○議長（森本隆夫君） おはようございます。

ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 報告第14号 専決処分（和歌山県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約）した事件の承認について

○議長（森本隆夫君） 日程第1、報告第14号専決処分（和歌山県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 報告第14号専決処分（和歌山県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成25年8月1日専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

和歌山県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約。

和歌山県市町村総合事務組合規約（昭和34年規約第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2、第3条第1項第2号に掲げる事務の項中、富田川治水組合の次に「、紀南環境広域施設組合」を加える。

別表第1は、市町村総合事務組合を組織する団体名を記載しております。また別表第2は、共同処理する事務についての団体名を記載しております。今回の改正につきましては、和歌山県市町村総合事務組合に紀南環境広域施設組合を加入させ、広域組合議会の議員その他非常勤職員の公務災害及び通勤災害の補償に関する事務を共同処理するため規約の改正をお願いするものでございます。

附則、この規約は平成25年8月1日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第14号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 報告第15号 専決処分（那智勝浦町学童保育所設置条例の一部を改正する条例）  
した事件の承認について

○議長（森本隆夫君） 日程第2、報告第15号専決処分（那智勝浦町学童保育所設置条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 報告第15号について御説明申し上げます。

報告第15号専決処分（那智勝浦町学童保育所設置条例の一部を改正する条例）した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成25年7月26日、専決処分いたしております。

次の1ページをお願いします。

那智勝浦町学童保育所設置条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町学童保育所設置条例（平成15年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表、宇久井学童保育所しらぎくの項1の欄中、「113番地（役場宇久井出張所内）」を「239番地3」に改める。この改正につきましては、6月補正で可決いただきました宇久井学童保育所の移転作業の完了に伴い、設置条例第2条にあります位置の変更をお願いするものでございます。

附則、この条例は平成25年7月30日から施行する。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第15号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第68号 那智勝浦町下水道条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第3、議案第68号那智勝浦町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長藪根君。

○水道課長（藪根敏夫君） 議案第68号那智勝浦町下水道条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

本条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により、公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準並びに終末処理場及び都市水路の維持管理に関する基準について地方公共団体の条例で制定する旨改正されたため、本町におきましても条例の一部を平成25年3月議会において改正させていただきましたが、公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等のうち、県の是正の指導により、今回終末処理場の維持管理にかかわる基準等を追加し、条項を1つ繰り下げるものでございます。本町的那智勝浦町下水道条例の新旧対照表もつけさせていただきますいております。

改正につきましては、那智勝浦町下水道条例の第32条以降の条項を一つずつ繰り下げ、第32条に終末処理場の維持管理に関する基準等を追加するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第68号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第69号 那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第4、議案第69号那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長中嶋君。

○消防長（中嶋秀和君） 議案第69号那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページをお願いします。

那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町火災予防条例（昭和52年条例第8号）の一部を次のように改正する。

1、第29条の3第1項第2号中「第13条の3第1号」を「第13条第1号」に改める。

2、第29条の4第4項中「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号から第6号まで」に改める。

議案第69号那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例について説明します。

建築基準法及び消防法施行令の改正に伴い、本町の条例中、第29条の3及び第29条の4を改正するものです。建築基準法においては建築基準法施行令第13条の3、令第13条の4が令第13条、令第13条の2に改正され、消防法施行令第4号から第6号までが条文削除に伴い本町の条例中の規定の整理を行うものであります。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 1点お尋ねします。

このことに関してですが、この火災警報器の設置が義務づけられたの何年か前でしたね、そのころですかね、皆行政のほうも周知を徹底して、これつけなあかんのやということで皆さんつけた方もおるし、もうええわということでつけてない方もおられると思うんですが、その設置状況については消防のほうでどういうふう把握されておるか、ひとつお教え願いたいと思

います。

○議長（森本隆夫君） 消防長中嶋君。

○消防長（中嶋秀和君） 火災報知機の設置にあつては、うちのほうとしても独居老人等、訪問時に確認をとっております。設置率については現在ちょっと資料が、ここに持ってないので後ほど報告させていただきます。

ほかに、Aコープなち等においてアンケート調査等を実施し、国からの指示もあり、設置率何%かということを出しております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第69号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第70号 平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）

○議長（森本隆夫君） 日程第5、議案第70号平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 議案第70号平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億811万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億8,637万1,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款10の地方交付税から款21の町債まで、歳入合計で補正前の額96億7,826万

1,000円、補正額2億811万円、計98億8,637万1,000円となっております。

3ページをお願いいたします。

歳出ですが、款2の総務費から、次のページをお願いいたします。款10の災害復旧費まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額、ともに歳入と同額でございます。

5ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正でございます。

事項の欄の「消防救急無線デジタル化整備負担金」を「消防救急無線デジタル化整備委託」に改めるもので、期間、限度額につきましては、補正前、補正後で変更はございません。

6ページをお願いいたします。

第3表地方債補正です。

起債の目的欄中、公営事業等から臨時財政対策債まで、補正前の限度額27億8,180万円に8,090万円を増額し、補正後の限度額を28億6,270万円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1総括として、このページの歳入、次の8ページの歳出について、それぞれ2億811万円の増額をお願いしてございます。

歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金2,233万7,000円、地方債7,550万円、その他140万円、一般財源1億887万3,000円となっております。

9ページをお願いいたします。

2歳入です。

款1の地方交付税、目1地方交付税につきましては、補正額1億347万3,000円を追加し、計は26億5,898万2,000円となっております。

11ページをお願いいたします。

款21町債、項1町債の目3衛生費から目9臨時財政対策債まで、説明欄記載の事業について、計8,090万円の補正をお願いするものでございます。

12ページをお願いいたします。

3歳出です。

款2総務費、項1総務管理費、目3財産管理費、節11需用費の55万円につきましては、8月30日夕方に発生しましたマグニチュード4.4の地震により本庁舎の窓ガラスが破損しましたので早急に修繕する必要があり、補正をお願いするものでございます。

13ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目8簡易水道費、節28繰出金1,930万円につきましては、簡易水道事業費特別会計へ繰り出しするものでございます。

総務課の関係は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 税務課長城本君。

○税務課長（城本和男君） 税務課の補正予算について説明させていただきます。

12ページをお願いいたします。

12ページの中ごろになります。款2総務費、項2徴税费、目2賦課徴収費の節23償還金、利子及び割引料で219万5,000円を補正をお願いしております。この節は過年度の税金につきまして減額が発生したときにその節から納税者に還付するものでございます。通常は町県民税、法人町民税の還付が大部分ではございますが、今年度固定資産税におきましてゴルフ場のクラブハウスに係る課税用途誤り、これは事務所から店舗に修正したものでございますが、これによりまして経年減点補正率を修正、多額の還付が発生したために補正をお願いするものでございます。この経年減点補正率とは、年数経過により家屋の評価が減るものでありまして、事務所と店舗で経年減点補正率が異なるために還付するということになりました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 住民課の関係について御説明申し上げます。

歳出、13ページのほうをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目8重度心身障害児者福祉医療費、補正額24万5,000円は節23償還金、利子及び割引料で、前年度事業費確定に伴う備考欄記載の県支出金返納金でございます。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、補正額600万円につきましては、既に新クリーンセンターの整備に係る必要な計画の一つといたしまして、本年度当初予算におきまして一般廃棄物ごみ処理基本計画の予算を御決いただいておりまして事務を進めております。さらに、来年度以降の新クリーンセンター建設予定地に係ります環境影響調査費などを環境省の循環型社会形成推進交付金の対象事業に該当させるために必要な地域計画等の策定を行うために節13委託料の補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

項2清掃費、目1塵芥処理費、補正額2,900万円は、現クリーンセンター1号焼却炉のごみ破碎装置及び周辺関連設備の更新修繕工事で、24年度に2号炉の同じ名称の機械ですが、破碎機の修繕工事を施工した後に1号炉の同設備の状況を見きわめておりましたが、本年度に入りまして周辺機器、軸受けなど、ひずみが生じまして不安定化したものでございます。周辺設備機器も含めまして修繕工事が必要となり補正をお願いするものでございます。

住民課の関係は以上です。どうかよろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 福祉課の関係でございますが、9ページをお願いします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、節1地域生活支援事業費補助金、補正額150万円につきましては、地域活動支援センター機能強化事業として身体・知的・精神障害者等に対する地域での生活の支援を行うもので、補助率は2分の1でございます。

10ページをお願いします。

款15県支出金、項2県補助金、目2民生費補助金、節7地域生活支援事業費補助金、補正額

75万円につきましては、国庫補助金と連動する県補助分4分の1でございます。

13ページをお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、補正前の額3億3,293万5,000円、補正額7万4,000円の減につきましては、説明欄記載の各特別会計事業における繰出金の増減によるものでございます。この増減につきましては、国庫負担金であります介護給付費負担金追加分が36万8,000円ありまして、それを一般会計繰出金を減とするものでございます。29万4,000円につきましては通所介護事業会計の繰り出しということでデイサービスセンターゆうゆうの施設修繕費として一般会計から繰り入れをお願いするものでございます。

目7障害者福祉費、補正前の額4億3,357万7,000円、補正額600万円の増、計4億3,957万7,000円とするものでございます。節13委託料600万円につきましては、地域生活支援事業実施要綱に伴い市町村必須事業であります地域活動支援センター事業として委託するもので、専門職員を配置し、基礎的事業に加え機能強化事業を実施するものでございます。この目的は、障害者等を通わせ地域の実情に応じ創作的活動または生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センター機能強化を充実し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的といたしております。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 観光産業課の関係につきまして御説明させていただきます。

歳入、9ページをお願いいたします。

款12分担金及び負担金、項1分担金、目2農林水産業費分担金、節3小規模土地改良事業費分担金140万円につきましては、市屋区内におきまして農道整備工事、延長9メートル、幅員2メートルのコンクリートの橋のかけかえを行います。その実施に係る地元分担金で事業費400万円の負担割合は、地元35%、県30%、町35%となっております。

10ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節4小規模土地改良事業費補助金120万円につきましては、市屋区内農道整備工事に係る県補助金で、事業費400万円のうち30%を交付されるものでございます。

目5商工費補助金、節3観光施設整備補助金200万円につきましては、観光客の利用の多い町で管理するトイレの洋式化及びウォシュレットの取り付け等の改修のため県の観光施設整備補助金を受け入れるものでございます。

14ページ、歳出をお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目6小規模土地改良事業費、節15工事請負費386万円につきましては、市屋農道整備工事コンクリート橋のかけかえ、延長9メートル、幅員2メートルの工事請負費でございます。この橋のかけかえにつきましては、現在かかっておりますコンクリート橋が老朽化のため危険な部分もございまして、これの撤去とかけかえを行います。節

11需用費14万円はこの事業に伴う工事雑費でございます。

15ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項2林業費、目2林業振興費、節19負担金、補助及び交付金85万5,000円の増額と、次の段の目3木の国森林づくり事業、節19負担金、補助及び交付金85万5,000円の減額につきましては、国の補助事業の名称変更に伴い説明欄に記載しております森のチカラ再生サポート事業補助金100万円と木の国森林づくり事業補助金85万5,000円を間伐加速化事業補助金185万5,000円に変更するものでございます。

項3水産業費、目2水産振興費、節19負担金、補助及び交付金の84万9,000円につきましては、水産振興対策補助金といたしまして勝浦漁協の大勝浦小舟浄化用船台1台の作製と勝浦漁協の見学デッキの階段の改修工事、和歌山東漁協浦神支所におけますイセエビ畜養施設の2台のいかだの製作と、それに伴う操業用生けかご40個の購入、それぞれの事業の3分の1を補助するものでございます。それぞれの事業につきましては、現在使っているものの老朽化等に伴い新しいものにかえ、あるいは補修するものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

款6商工費、項2観光費、目2観光振興費、節15工事請負費の425万円につきましては、県の観光施設整備補助金の交付を受けまして観光客の利用の多い町で管理するトイレの洋式化、ウォシュレットの取り付け改修及びオストメート等の設置を行うものです。昨年3カ所のトイレについては実施させていただいておりまして、本年9カ所で実施し、小便器の自動洗浄化を8基、洋式化及びウォシュレットの取り付けを5基、ウォシュレットの取り付けを8基、オストメートの設置を1基を予定しております。

20ページをお願いします。最後のページでございます。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1町単独農林水産施設災害復旧費、節1工事請負費5,090万円につきましては、平成23年台風12号による災害の町単独工事に係るもので、当初予算で5,650万円の予算をいただき、現在40カ所で事業を実施しているところでございます。新たに25カ所の要望がありまして5,090万円の計上をお願いするものでございます。

観光産業課の関係については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

16ページをお願いします。

歳出でございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費、補正額950万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節15工事請負費950万円でございます。説明欄記載の町道維持修繕工事でございます。

続きまして、目2道路新設改良費、補正額1,350万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節15工事請負費1,350万円でございます。説明欄記載の道路舗装工事3件分でございます。

続きまして、17ページをお願いします。

項3河川費、目1河川改良費、補正額349万2,000円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節19負担金、補助及び交付金349万2,000円でございます。説明欄記載の県事業急傾斜工事負担金5件分でございます。

続きまして、項6住宅費、目2住宅建設費、補正額2,500万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節15工事請負費でございます。説明欄記載の町営住宅新築に伴います道路、側溝、擁壁、フェンス等の外構工事でございます。お手元に配付させていただいてます資料をごらんください。1枚目が井関町営住宅、2枚目が市野々町営住宅、それぞれ着色をしている部分が道路、側溝、擁壁、フェンス等の施工図面でございます。

建設課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 消防長中嶋君。

○消防長（中嶋秀和君） 消防関係について御説明いたします。

歳出の18ページをお願いします。

款8消防費、項1消防費、目3消防施設費、この補正につきましては、県消防救急デジタル無線整備推進協議会の決定事項に基づき平成25年第2回定例会において補正予算で承認された消防救急無線デジタル化整備負担金を消防救急無線デジタル化整備委託に変更する必要があるため、節19負担金、補助及び交付金を全て減額し、消防施設費、節13委託料として補正予算の計上を行うものです。

消防関係については以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 教育委員会関係について御説明申し上げます。

まず歳入、10ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目8教育費補助金、補正額1,688万7,000円。節区分5地域グリーンニューディール基金補助金ということで、これは説明欄記載の那智中学校屋上、新築校舎屋上に設置いたします太陽光パネル発電に関する補助金でございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。18ページ、お願いいたします。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、補正額271万8,000円。ここで2つのお願いになります。節区分7賃金141万4,000円、教員臨時雇賃金、これにつきましては当初予算で9名ほどの支援員をお願いしておるわけですが、やはりかなり無理がありますし、また転校生等もございまして、宇久井小学校、勝浦小学校にそれぞれ1名ずつ追加のお願いでございます。節区分13委託料130万4,000円、色川小学校耐力度調査業務委託でございます。これにつきましてはも次々年度以降、色川の小学校、中学校の建築を予定しておりますが、それに先立ちまして現在の校舎の危険度合いの調査というものの費用でございます。ざっくりばらんに申せば、危険な建物を建てかえるのであれば補助金がつくと、まあ危険という言葉がちょっと過激過ぎるんですが、現在の校舎のそういう安全性を調査するものでございます。

次のページに入りまして、項3中学校費、目1学校管理費、補正額318万9,000円。この目で

も2つのお願いになります。節区分7賃金46万4,000円、教員臨時雇賃金、これにしても特別支援員1名、下里中学校に配置したいということがございます。昨年は緊急雇用の補助金を使いまして1名雇用しておいて、それをこしはなしでやっておったわけですけども、やはりちょっと中学校運営にかなり苦しいということで1名の特別支援員のお願いでございます。節13委託料272万5,000円、色川中学校耐力度調査業務、これにつきましても色川小学校で御説明させていただいたとおり、現在の中学校の安全性の調査を行うものであります。

目2教育振興費、補正額21万7,000円。節19負担金、補助及び交付金21万7,000円。これにつきましては、浦神小学校と下里小学校統合によりまして、そのバスに通学中学生も同乗しておったわけでございます。そうしておる中、土曜日のクラブ、日曜日のクラブ、また夏休みのクラブ等々、中学生用の、だけの走らすバスの運行の必要が迫られてきておりました。それをやはりかなり小学生の通学の予定でございましたので経費がかなりかさんでくるということもございまして、また中学生にとってもバスの時間に縛られてクラブが自由にならないということもございましたので、こししの3月まで行わせていただいておりますように、浦神地区の子供たちの電車の定期の4分の3補助を復活させていただきたいということで補正をお願いするものであります。なお、浦神地域の保護者の皆様とは、もう話をつけさせていただいてございまして御了解をいただいております。

目3那智中学校校舎大規模改修事業費、補正額2,677万5,000円でございます。節区分15工事請負費2,677万5,000円、太陽光発電蓄電池設備工事でございます。これは新築校舎におきまして屋上に太陽光発電を設置いたしまして、それを新築校舎の防災の拠点にもなるであろう職員室に主に非常時にはそこに電源の確保ということを計画させていただいております。通常時でも蓄電した電気を教室等にも使えるようにはなっております。

続きまして、項4社会教育費、目2公民館費、補正額50万4,000円。節区分11需用費、修繕料となっております。これは天満の公民館、この施設につきましてはかなり古いものでございます。以前から地域近隣の住民からシロアリ等の情報をいただいて、その都度軽微な措置をしておりましたが、今回この補正をいただきまして、床下、天井、全ての駆除を行いたいと、そういうことでここに補正をお願いするものであります。

以上が教育委員会関係でございます。よろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

11番中岩君。

○11番（中岩和子君） お尋ねをいたします。

この前の地震のときに庁舎のガラスが割れたということで驚いたんですけど、私どもの家では、私は耐震診断を受けて、うちの家なんかも古いんですけど、耐震診断を受けて大丈夫やということでどうもなかったんです。やはりこの庁舎が窓ガラスが割れたということで私は非常に驚いたんですけど、この際きちんと耐震診断を受けて、その安全性を確保するためにも調査をしていただきたいと思いますと思うんですけど、この窓ガラスの修繕だけじゃなくて、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

それから、13ページの障害者福祉費の中の、先ほど言われておりました社会とのかかわりということで委託料の中で地域活動支援センター委託というのがありますけど、これはどちらのほうでやってるのか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） お答えさせていただきます。

まずは地震の関係、庁舎の耐震ということでございますけども、耐震診断につきましては、ちょっと年度は忘れましてけれども、一応は第1次診断は受けてございます。その結果は芳しくございません。2次診断まで進めば当然改修という結果になるかと思っておりますけども、現在のところ1次診断だけでとめております。前回の議会のときにも町長のほうからも御説明あったかと思っておりますけども、本町におきましては今年度、来年度以降もいろいろ大きな事業も予定してございます。そういった関係で本庁舎の耐震化、そういった事業についてはちょっと後回しになっているのが現状でございます。

今回ガラスが割れましたけども、ガラス屋さんのほうに確認しましたところ、現在庁舎にはめているガラスが、コーキングできちっと固めてしまっているような状態ですので少しの地震でも割れる可能性はあるということで聞いております。今回修繕をお願いしています分につきましては、窓のコーキング部分がクッション材がわりになるということで、この前の地震程度であれば割れることはないというようなお答えもいただいております。

ほかのガラスにつきましては、今回割れたガラスと同じように割れる可能性もございますので、できましたら来年度あたり、まずは飛散防止、ガラスが割れて飛び散ると、下におられる方に危害が生じますので、まずは飛ばない状態で飛散防止フィルムを貼るなり、そういった対応を考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 地域活動センターの件でございますが、以前はひまわり作業所がやっていた事業でございまして、一応就労支援B型に変わりました、今まで精神の方が特に行くところがないということで、今回、今現在市野々でやっておりますNPO法人ネオというところがあるんですけども、そこがまたやってもらえるということになって、今場所を探しているところでございます。

○議長（森本隆夫君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） 先ほど耐震診断の件については申しわけありませんでした。私の認識不足でした。

しかし、こんなふうにしてガラスが割れたとか、とりあえず割れないような対応をすと言いましても、何か事があったときに本庁舎が壊れるというようなことがあってんやったら、本当に災害のときの指揮がとれない、またいろんなことで支障が出てくるというふうなことがございますので、ぜひ見直しを、考え直しをしていただきたいと思います。いろんな事業があつて大変なのは重々わかります。しかしやっぱりこの本庁が壊れるようなことがあればいろんなことで支障が来してきますので、その点について町長、どのように、この間のガラスが割れ

たということを機にして何か考え直すとか、少し耐震対策をやるとか、そういうふうなお考えはございませんでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

課長の答弁のとおりなんですけれども、それはこの地域で耐震というと、埋め立てでもありますし、また今回の地震は直下型のような縦揺れの地震だったということもあります。そういうのからすると、この場所にそのまま耐震の補強をやっても、耐震補強、ここらで言うと東牟婁振興局のああいうのが目につくんですけれども、あれ自体は支えるという、潰れないという施設の補強みたいなど聞いてるんですけれども、そういう仕方じゃなくて、今後はうちのこういう大きな事業が解決ついていけば、別の場所に建設するとかそういうことは考えられますけど、今のところ、そこに耐震補強をやるとかというて数億円はかかるかと思うんですけれども、そういうことをするよりも次の機会を、まあ急ぐことは重々承知の上で、今後も考えなければいけないかと思うんですけれども、今のところ、次にやるのであれば庁舎の移転、高台移転とかそういうふうな形をもってするような時期を今後は考えていきたいと。

ただ、ここ皆さんも財政の説明の中では平成30年以降、多くの起債償還が今の事業の中では重なっております。そういった中でそれにプラス庁舎建設ということになると、またさらに荷物がふえるということで、ある程度の償還のめどが付き、財政的にも建てれるという見通しが立てれば、そのような形で進めていきたいとは思っております。

○議長（森本隆夫君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） 町長おっしゃるようにいろいろ十分わかるんですけどね、次の、1回目の診断をした、で2回目、もう第2次の診断をすれば状況が、ここが補強すればもつとか、私建て直せとか言うてるんやないですよ。補強、安全を高くするためにきちっと調査をして、それから対応、まずは調査をせんことにはこの建物が補強だけでいけるか、また完全に建て直さなあかんか、そういうこともわかってくると思いますんで、ぜひ一歩進めてやっていただきたいと思うんですけど、いかがでございますか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） その第2次診断をやって、補強で賄えるというのは今の工法上だったらどんなことしてでも補強では賄えると思うんです。ただ、それに対してはこの地盤から勘定すると基礎くいを全部打ち直しながら補強のほうもやらなければいけないと、そうなるとうすごい費用もかかると。その診断をやるにこしたことはないでしょうけれども、次のステップへ進めるというような見通しがあればやりたいですけれども、この建物が皆さんが言うように安心・安全でおれるんかというたら、それは未知数なものがあるかと思えますけど、ただ、今のところそういう財源的なもんからいろいろ考えると、なかなか踏み切れないというのが状況でございます。その辺は皆さんにも御理解していただきたいなあと思えます。その辺で次の段階になれば、その辺の計画もできていけるんじゃないかと、こう考えております。

○議長（森本隆夫君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） さあと言うたときにね、やっぱりみんな認識しとくことが大事やと思うんですよ。ここは危ないんやったら危ない。今すぐできないんやったら、危ないんやったら逃げるときには、ここの3階におったら危ない、1階におったら危ない、そういうふうなことをみんなが、職員が認識することによって、やっぱり身の安全も確保できると思いますんで、そのときの状況の行動もできると思いますんで、ぜひ調べるものは調べていただきたいと思いたすんですけど、いかがですか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） それは職員も今、この建物の中でどういう状況かというのは把握しているところでございます。確実に裏づけの安全とか安全でないかということ、ないにしても、この建物の中で地震が揺ればどういうふうになるかというのは、まあ神戸震災のような場合だったらどうかと思うんですけども、どれぐらいの対応ができる、どれぐらいの皆さん町の中でもやって、診断やったら今回の南海トラフクラスの地震が揺れば、その辺はどうなるかというのは未知数ですけども、そのときの対応という、調べたからといって、これが安全やないか、安全でなかったらどうするんだというたら次のステップに進めなければならないということになるんですけども、まあ安全でないというか、施設の建物の中ではその対応というか、地震を揺ったら、皆さんのおおの判断で避難するということを考えざるを得ないとは思いますが。ただ、大きく診断したからといって体制が変わるわけでもなかったら、今のところそのお金の費用については留保しときたいというのが私の考えでございます。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 3つの懸案についてちょっとお尋ねいたします。

まず最初に、ページ14の塵芥処理工事費請負2,900万円についてお尋ねいたします。

この1号基、2号基というのがあって、1つは修理したと、次はこれをやるんだと。工期の期間ですね、一応これとめるということなんですけど、工期の期間は大体あっちからどのぐらい見込んでおられるのか。

それと、これ2,900万円、まあいろいろ入れて2,900万円ということなんですけど、入札ですね、これは入札しないのか、随意なのか、それともということと、それと、色川小学校、中学校のページ18なんですけど、耐力度調査業務、これ色川小学校で130万4,000円と、中学校で272万5,000円と、これ倍から色川中学校のほうが高くなっていると。面積、大きさによって違うものなのか。

それともう一点、那智中学校のソーラー、太陽光発電ですね。これの工事、これなんですけど、御存じのように那智中学校は物すごい日が陰るのが早いですね。効率的に太陽光発電するときは位置によっては全然違うと思うんですよ。例えば、冬場になったらもうどうですかね、2時もせんうちに日が陰ると。体育文化会館らと違って、物すごい条件は余りようないんですね。そういう中で補助もついたということでやられると思うんですけど、そのところも考慮しているのかどうか。大体日照時間見てますと、これ1月から12月までですけど、どこでやってもピークっていろいろあって、それもちょっとお尋ねします。

それと、この中学には防災、区民が大災害のときに避難できる、1億2,000万円から工事の増額で屋上へやるということで、いざというときにはその対応、発電のあれを利用するというのは物すごい、今メリットあると思うんですよ。そこで、そのほかに学校にも常時、普通は学校のあれで使うと。これ冬場になったら体育館ですね、これの利用はどうなんでしょう、可能なのか、できるのかできないのか。

それともう一点、校庭とか暗いところにソーラー灯というんですか、ハイブリッドの街灯、そういうのを設置は考えておられるのかどうか、これについてお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 工事請負費に関係しましてお答えいたします。

破砕機の工期ということでございますが、実際の工期につきましては二、三週間、1号炉、2号炉ということで、現在でも一部とめて、1号炉をとめて2号炉だけで運転をする期間とか、そういった期間で運用をいたしておりますが、大体工事内容といたしまして2週間、3週間で予定しております。

実際に破砕機自身の金型製造を行いますので、その製造におおむね120日間ということでデータが入っております。

工事内容につきましては、細かい部分の補修内容を申し上げますと、ごみ破砕装置本体、その中にはカッター材、カッターチップ、押さえナット等軸シール部品、チェーンカップリング等々の玉軸受け等々、カップリングチェーン、ボルト類その他取りかえ等も含めまして施工となるものでございます。

契約の内容につきましては、平成3年度以降、委託契約を結んでおります株式会社K E Eと随意契約によって行いたいと思っております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） お尋ねの件でございます。

色川小学校、中学校の耐力度調査、中学校のほうが金額的というお話でございます。

御存じかとは思いますが、色川中学校の今の校舎、そしてこの耐力度調査は体育館部分に当たるものでございます。体育館が特殊な建て方になってございますので、そういう関係で費用がかさんだものというふうに思っております。

そして、那智中学校のソーラーにつきましては、10キロワット発電で蓄電で15キロという予定でしております。御指摘のとおり、日照時間等についてはかなり平地よりも不利な部分がございます。それも考慮して7掛けぐらいの蓄電を見込んでおります。それによりまして、先ほど御説明させていただきました校長室、職員室、いざというたら本部になろうであろうというその電源を賄える計画にしております。できることならもっと、この前、設計屋にも確認及び指示はしておるんですが、災害時等における体育館でのコンセント等の使用できるような配線も考えろというふうに指示はさせていただいております。

御指摘の体育館の使用という部分、多分電気の電灯、照明の使用になろうかと思えます。体

育館の照明になりますとかなり電力が食いますので、そこについては今の体育館の照明をそのまま使うのはかなり苦しいかと思います。ただ、先ほど申しましたコンセント等の指示の中に1つ電灯をつけられるような、体育館の中に明かり取りの、運動するんじゃないかと非常に明かり取りになるような照明が1つつけられるようなことも考えてくださいというふうに設計等々にちょっと指示を出させていただいております。

そして、校庭等における電気、ソーラー云々のお話でございましたが、現在全体計画の中でそういう校庭の中にソーラーのやつをつけるというふうには聞いてございません。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 入札の件ですね、随意ということなんですけれど、これ一つの一例として、ある市なんですけれど、この1,500万円ぐらいの粉砕機の工事ですね、これで7社が入って入札したという例もあるんですね。というのは、これ恐らく一つの会社がやったからずっと引き継いでその会社に任すというのも一つだと思うんですけど、やっぱり随意となったらある程度高くなると、競争相手がないということが高くなるということも考えられるわけですね。これ市なんですけどもね、日立造船、川崎重工、それに新日鐵、それからタクマ、大きな会社が入札に参加してるということは、これ考えたらできるんじゃないかと、例えばの話ね。そういうこともこれからやられるときに、まあ新設するときにもそういうことも考えて、考慮してまた進めてほしい、このように思います。

それと、今色川小学校、中学校の件についてはよくわかりました。

それともう一つ、那智中学校のソーラーの件なんですけど、体育館、今言われましたようにちょっと指示はしてあるけど、ある程度のあれはというのはようわかったんです。

ところが、今御存じのように、あそこ那智中を災害時のときの避難場所ということになって、冬場になったら物すごい温度が下がるというときに、何かこうそういう、恐らく大きな南海トラフとか、いかなんでも東南海の三連動の場合のときでも、ある程度長期にわたって那智中学校を使用するということは考えられると思うんですね。そのときに冬場になったら物すごい温度も下がって、大概避難した人の苦労も考えられるんで、そのこともちょっと考慮されて、何とか太陽光発電を利用できる、またそういうときのこともちょっと考慮に入れていただければありがたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） お答えいたします。

随意契約のあり方につきましては、今後よく上司とも検討してまいりたいと思いますが、平成3年から稼働しておりますクリーンセンターの運転管理業務を委託しておる会社に随契約することによる利点もございます。安全に運転管理業務との関連との工事の兼ね合わせとか、そういった部分も含めまして、本年度事業予算につきましては契約時に十分精査して契約いたしましたと思っております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 大規模災害時における体育館の活用方法と御提案でございます。

私どもも先ほど申しましたように最低限ソーラーの発電能力、さほど過度の期待を寄せれるほどのものではございませんので、先ほど申しましたように明かり取りの電気とコンセントがあればと思っております。そういう災害は時期を選ばず、雨であれば台風時期、梅雨時期、想定はできるんですが、地震はそういう想定はできません。御指摘のとおり寒い時期等々の暖、暖かさをとるには石油系とか、そういうほうで対処していただかなければ、電気系統で暖をとりにいくと非常な電力が要るものと想定されますので、今後そういうこと、防災のことも相談しつつ対処していきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 皆さん答えていただいたんで一応は納得します。

それともう一つ、再度お願いしたいのは、ソーラーシステムの街灯ですね、常時、災害どうこうよりか、やっぱり明かりがあれば太陽光発電を利用しての周辺の明るさがあれば安全だということなので、ソーラーの件については再考をお願いいたします。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 学校施設内における夜間の照明が要るのかどうかの検討もでございます。そういう災害時の通路等々とは別の話になりますし、太陽光パネルとは別に、今はもう電灯の上に太陽光のついたやつ、もう独立したものがございますので、そういうことがもし必要とあれば設置できるように教育長と教育委員会等々で相談してまいりたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） 済いません、それでは質問させていただきます。

先ほどの学校管理費の委託料のことなんですけど、これ色川小学校、中学校の耐力調査ですか、私これ、町長は新築と建てかえのようなことをまた考えていたと、考えているようなことを言ってきたと思うんですけど、私これ、耐力調査とかというの、耐震でもない、これ一体何かなあとちょっと疑問に思っていたんですよ。もし建てかえを考えたあるんか、それともこの審査、調査してもらった過程によって大規模改修するのとかと、どっちになるんか、それを審査するんか、調査するんかなあと思っていたんですよ。

先ほどの説明の中で、新築の方向性で補助金をもらうために、申請のためにこの調査をしておかなければいけないものなのか、それとも、もう完全に新築するという方向で補助金、これを受けてなかったももらえる、来年、再来年度に工事するという頭があるのなら無駄な事業になるでしょ。別にこんな調査せいでも、建てかえの方向を考えたあるんやったら。どうしても建てかえのために受けていかなあかんというんやったらわかるんですよ。それ1点、ちょっと。

そこと、ほんでもう一つ、20ページの災害復旧費のやつなんですけどね、これ農地23件、これ大体どこ、まあ町内いろいろばらかったあると思うんやけど、大体どこら辺でどのような、まあ小さな工事だと思うんですけど、数あると思うんですけど、どのような工事なのか。

ほんで、これ果たして復旧しても農地として、また再度地権者が利用してくれるようなところなのか。もう災害前から耕作放棄地のようになったあったところなのか、ちょっとお教えください。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 色川小・中学校の耐力度調査についてでございます。

これ耐震診断と違って、耐震診断は構造力学上の診断になりますが、この小・中学校の耐力度調査と申しますのは、公立学校施設において建物の構造耐力、耐える力ですね、経年による耐力低下、立地条件による影響の3つの項目を総合的に調査し、建物の老朽状況を評価するもの。

調査の結果、所要の耐力度、耐える力です、耐力度に達しないものについて危険建物として改造事業の補助対象とするということになってございますので、もし建てかえたい、補助金が欲しいというときには、この調査に基づく耐力度の評価で危険という判定がなければ補助金の対象にはなり得ないということで、そういうことで建てかえる前の前段の、現在の建物に対する危険度、安全度の調査でございますので、どうぞ御理解いただきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下孝安君） お尋ねの件にお答えいたします。

この補正でお願いしております25件のうち、農業災害につきましては14件が農地で、水路等の施設の関連が9件でございます。それは口色川4件、市野々地区3件、川関地区5件、井鹿地区4件、そして高津気が3件、狗子ノ川が2件、そして大野地区、南大居それぞれ1件となっております。

林道災害2件については大雲取線の地すべりに係る地すべり工事現場から少し離れたところの関連の災害です。林道もう一本については、高野の林道高野線で、これは台風12号によって路側の擁壁等の落ちたものです。

そのうち農地の14件、それぞれにつきましては、やはり地区的には全部被害の多かった地区になっております。ですから、大きい工事が完了しないとそこに手をつけられない部分というのがございます。そういうかげんで今の時期に出てきたものです。

農地につきましては、やはり地元の方は復旧して営農の再開を望んでおられます。9カ所の農業施設につきましては、これも周りの大きな災害の工事が済んでから、やはり改修にかかれるということで今の時期になっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） そしたら先に、先ほどの色川のほうなんですけど、それでは、もう新築の方向に、建てかえということを考えておられるんですね。これもうここではっきりしていただきたいと思うんですけど、それにはどうしてもこの調査は受けなあかんということなんです。この調査を受けて、これ何年間、この調査したものが有効なのか、それとも建物というのはずっと古なってくるから、今調査を受けて、10年後にでもそれがきくのか、それとも二、三年

後の間に、もうせなんだら新築工事のときの補助金としてもらえるときの有効期限というのはあるんでしょう、この調査の。あるのか。それやったら、ことしこれ受けるとするでしょう。ほんなら二、三年後にする予定でおられるのか。

ほんで次、その農地の14件、もう水とか道とかというのは、もう当然直していただきたいというのはわかるんですよ。ほんで必要やというのはわかる。この農地の14件というのは、そのときに、今後直った場合、所有者は営農用を考えていただいと、まあまあ当然言うでしょうね。それ、災害前からもうそれは耕作放棄地になっていなかったかとか、そういうのはわかりますか。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 色川小・中学校建てる方向なのかということも含めてのと答弁になるかと思いますが、まず最初に、現在の色川中学校におきましては、一部耐力度診断しておりますが危険という部分が出てございます。今のままでは色川中学校だめと。先ほど申しました今回の補正は体育館部分というお願いでございますが、そういう状況もでございます。

町内の小・中学校は、ことし那智中学校工事をさせていただいております、これで大体皆できると。残る地域としては色川の小学校、中学校が残っておるような、そしてまた、中学校についてはそういう校舎部分については危険という、危険建物という判断されてございます。

そういう中で、小学校はまだそういう耐力度調査はやってございませんので、体育館等含めてやらせていただくと。将来的に建てるようになるときには危険建物と判断されれば補助の対象になると。

ですから、一旦危険な建物と判断されれば、補強をしない限り老朽化が進みますので、危険の度合いは変わりますけども危険建物という評価で補助の対象のまま動くと思います。今回これで調査させていただいて危険の範囲外であれば、また数年先に何年かたったら経年劣化で危険の範囲に入っているということも考えられますが、調査して答えを出してみなければわからない部分もございます。そういうことも諸般の事情で今回色川の小学校、中学校、耐力度調査をやらせていただきたいと、そういうことでございます。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 議員お尋ねのことにつきましては、事業の要望のお話があったとき、必ず現地を確認し、そして耕作放棄地ではないかどうか確認、そして御本人との面談でこれからの営農、あるいは耕作の意思等々を確認させていただいた上で、そして周りの、必要であれば農業委員さんにその状況等々確認させていただきまして、その上で、当然災害復旧事業ですので、その後の農地としての使用というのを確認した上で採用、採択させていただいております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 休憩します。再開10時50分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時26分 休憩

10時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

消防長中嶋君。

○消防長（中嶋秀和君） 先ほどの議案第69号において住宅警報器の設置率について質問がありましたが、保留にしていたところを答えさせていただきます。

住宅火災警報器については、平成23年6月1日以降の建物にあつては必ずつけるようにということが決まりました。住宅火災警報器にあつては、既存23年6月1日以前の建物について設置を促しているところであります。

設置率については、平成25年6月1日現在で、本町では66.5%の設置率があります。なお、この設置世帯についてですけれども、現在消防関係で当たっている設置世帯は独居老人を中心に調査を実施しております。火災報知機の設置が有意義である世帯との考えで、独居老人世帯数にあつて調査を行っております。なお、それ以外にもAコープ、先ほど言いましたようにAコープ等の住民対象とした調査も実施しております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 5番曾根君。

○5番（曾根和仁君） 1点確認したい点があるのでお願いします。

13ページの環境衛生費のところの節13の委託料600万円の内訳なんですけれども、先ほどの課長の説明ですと、循環型社会形成推進地域計画策定業務委託、これはクリーンセンターをつくるときの交付金等をいただくときにどうしてもつくつかなかん計画ということですね。ここに「等」と書いてありますけれども、先ほどの課長の説明だと、地域の環境調査みたいなこともやるってということだとおっしゃってたんですけれども、せんだって二河区で説明会をやったときに、環境アセスのようなものも早くやってくれないと困るというような要望もあったかと思うんですけど、生活環境影響調査というんですか、そんなものも当然クリーンセンターを建てるときに必要なやということなんで、それもやられるのかなあと。だから、この循環型社会形成推進地域計画と、もう一つ、生活環境影響調査の2件の調査を600万円の予算で一つの会社に委託するという理解でよろしいのかということと、これは太地町と合同で、まあ太地町は太地町でまた別に予算を拠出して合同でやられるのかということを確認をしたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） お答えいたします。

環境影響調査費というのは、事業規模で、事業予算の額で申し上げますとおおむね4,000万円とか、そういう単位の予算額になってまいろうかと思えます。ですんで、そういった部分を町単独で予算化するというのは非常に困難でございますので、補助金、推進交付金の対象事業に来年度以降、26年度以降の事業といたしまして計画するものであります。

地域計画等と申し上げました「等」の中身を申し上げますと、地域計画というのは今現在やっておりますごみ処理基本計画という概要の基礎的な計画、これは太地町と一緒にさせていた

だいております、あわせてやっております。そして今回も地域計画におきましても太地町と、同様に事業費を最終的にはお互い応分の負担といいますか、半分ずつということで今計画を相談はさせていただいております。

あと、地域計画等の「等」の部分でございますが、循環型社会交付金の事業化の前の環境アセス、環境影響調査に入るためには施設の基本的な構造とか形式についてあらかじめ町のほうで基本計画を立てなくてはならないということがございまして、あわせて地域計画等という部分で策定を行わせていただきます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 5番曾根君。

○5番（曾根和仁君） 濟いませぬ、ちょっとわかりにくかったのもう一回濟いませぬ、説明ですけど、その太地町との負担割合なんですけど、この600万円を太地町とまた話し合いで折半になるか、負担割合を決めてやるのか、太地町は太地町でこれと別に幾らかもう予算計上していただいて、合わせてやるのかという、その辺ちょっとはつきりもう一回説明してください。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 具体的に申し上げますと、地域計画部分が2分の1ということで予算額にいたしまして75万円を予定して、太地町が75万円、那智勝浦町が75万円を予定しております。そして、施設整備の基本計画部分がその残額を予定してございます。

その施設整備基本計画につきましては、現在那智勝浦町単独の那智勝浦町事業部分の計画を立てるものであります。太地町は計上はいたしておりませぬ。

○議長（森本隆夫君） 5番曾根君。

○5番（曾根和仁君） 今回この予算をとったということで、実質クリーンセンターの建設がスタートということになっていくと思いますので、やはりこれを両町の、うちの町だけじゃなくて歩調を合わせて、住民にも知らせていくということが大事だと思うんで、その辺、こういう負担割合で双方の町でやっていくというのをやっぱり明らかにしていかないと、多分太地町の住民の方なんかはクリーンセンターが那智勝浦町と一緒につくるというのを知らない方も多と思いますしね。

この建設の準備室というのも、もう正式に立ち上げないと、こういう予算計上がされているということですね、その辺の情報もなかなか入ってこない。あと、建設のそういう準備室のほうなんかは実際どういう予定になってるか、厚生委員会では説明はあると思いますけど、この場でもちょっとお聞かせください。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 太地町の役場、住民福祉課との協議も本年度に入りまして現在3回ほど新クリーンセンター絡みで行っております。

あと、準備室の関係、当初予算で準備室の経費等々を上げさせていただいておりますが、8月1日付で太地町の職員1名が那智勝浦町住民課の環境係内に出勤しております、実質準備室は環境係に併設した形になっております。

太地町との歩調合わせということで、きちんと相談も進めながらいておりますが、広報等でまたクリーンセンターの部分の概要なり、そういったものの広報も努めてまいります。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ただいまの耐力度調査の関係、いろいろ出てるんですけども、それでちょっと再度お尋ねしたいと思います。

左近議員のときに予算額、色川小学校の耐力度調査の予算が130万4,000円、色川中学校が272万5,000円という説明で聞かれてたんですけども、ちょっとその聞いている中で、色川小学校が全校舎で130万4,000円、色川中学校が体育館のみで272万5,000円という、この金額、私全部の校舎、色川中学校も校舎と体育館全部かなと思ってたんですけども、その体育館部分だけにしてはちょっと金額が余りにも高いんで、その点、体育館はグラウンドのところに建って、上に向かって建っている、その部分だけなんですよね、そういう部分だけの調査が小学校の倍以上の272万円、これちょっともう一度説明願います。

それで、耐力度調査の関係の質疑を聞いておりましたら、次長の説明の中で12番議員の答弁の中で、3つの項目を総合的に調査し建物の老朽状況を評価するというようなことで、その改造事業の補助対象となるという答弁だったんですけども、改造事業の補助対象といいますと、改築じゃないんですよね、新築じゃないんです。その点、ちょっと確認したいと思います。

その耐力度調査の内容について疑問点がありますので、お聞きいたします。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） お答えいたします。

金額的に体育館だけでという部分でございます。

私も若干それは否めないと、この数字を見たときは思うんですが、グラウンドの横にダイレクトに建っているわけじゃなくて、下、高床のような倉庫等もございまして、そういう普通の体育館とはまた形状が違うのでそういうふうな値段になっているというふうに聞いております。

そしてもう一点で、耐力度調査のほうでございます。

私先ほど危険建物としての「改造」と申し上げたという御指摘でございます。私の持っている資料では改築事業の補助対象ということで改造、新築含めた改築事業の補助対象、補助金を申請するのであれば、この耐力度調査をしておかなければならないと、新築、改造、両方合わせての調査になりますので、どうぞ先ほど私の言葉で「改造」という言葉を使いましたが、「改築」ということにかえていただき、御理解いただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 中学校の体育館なんですけど、確かにグラウンドから足をはかせて建ち上げてるわけなんですけども、それにしても小学校の校舎の前の部分と後ろの部分と2階建ての部分があるわけなんですけども、その部分だけの調査で130万4,000円、中学校はその足かせ部分の体育館部分で272万5,000円。これは設計図があれば設計図とか、そして見た目とか、その耐震診断とか、そういうものと違って建物の構造といいますか、内部調査、コアの調査とか、そう

ということまでやらないわけですね。そういう耐震診断以下の調査の中でこれだけ必要なかなあというのがちょっと疑問なんですけども、その点、これは業者のほうの見積もりでそういうことになったと思うんですけれども、ちょっとこれは疑問な点なんですけども。

そして、その耐力度調査の中の改築事業ということなんですけども、今後、もう改築のみを考えているのか、改修、その耐力度調査の結果で改修を考えてはないのか。改修するにはこの耐力度調査だけやったら無理だと思うんですよ。今言われたように改築事業のための補助金の申請ということなんで。改修を含むとなったら、耐震診断、2次診断以上の調査、診断を受けなあかん。それを今後どうするんか、その点、お答え願います。

そしてあと一点、先ほど聞くの忘れたんですけども、浦神小学校からの通学バス、それが中学生、4月から乗れるということで来てたわけなんです。それで、今度土曜日、日曜日のクラブ活動等で電車での通学定期を買うと。これはちょっと説明で詳しい説明がなかったんですけど、もう毎日の通学も全部定期なんか、もうバスは利用しないのか、中学生は。その点ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） まず、色川関係でございます。

これにつきましては、耐力度調査をいたしまして、その結果を受けて小・中学校、まあ中学校は半分、校舎のほうは危険という部分出てございます。その対応をどうするんかということも含めまして新築の方向で現在検討を進めさせていただいております。

そして、ここに今見積もりの部分がございます。色川小学校は木造平家建て一部2階建てで面積等、中学校体育館につきましては、あ、申しわけございません、見積もりには校舎等も入っております。校舎も入ってやり直しということで、年数がたっておるんでやり直しということになっておるようであります。申しわけございません。校舎と体育館と。体育館につきましてはRCづくりということで、また単価も違うようであります。そういうことの積算で130万円と270万円の金額でございます。よろしく御理解お願いしたいと思います。

そして、浦神の件でございますが、通常通学は今までどおりバスの御利用をいただいております。万が一、所用で自分で電車で行くということも定期購入で可能にはなるかと思いますが、現在基本的には行き帰り、平日の通学についてはバスの御利用いただいております。ただ、クラブ活動等々で土曜日、日曜日については購入いただいた定期を活用していただくと、その方向でございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 校舎部分と、その予算の関係ですけども、校舎部分も含んでいるんだと、それならわかるんですよ。ただ、校舎部分はまだ既に危険校舎と指定されてるわけですから、また再度受ける必要があるんかどうか、ちょっとこれ疑問なんですけども、もう体育館部分だけでいいんじゃないかと思うんですけども、その点お答え願います。

そして、もう新築を念頭に進めているんだということなんですけども、その耐力度調査の結

果、小学校の場合ですね、まだあれは地盤もある程度中学よりはいいと思うんですよね、中学校はちょっと斜面に建ってるんで危険度が一番高いと思うんですけども、小学校のほうはある程度安定した土地に建っているんで、ある程度危険度というか、中学校とは違った調査結果が出ると思うんですけども、それで、もし改修してもその危険度が少ないというような結果が出た場合はどのようにされるのか、また耐震診断を受けて再度改修、改築も含めた中で検討していくかどうか、その点お答え願いたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 申しわけございません。私最初からこの体育館部分のみの御答弁させていただいておりました。見ますと、前回耐力度調査、中学校が行った年数が記憶にございませんが、県の担当とうちの担当の間の話の中で年数がたっておるやの話も聞いたこともございます。それで全部調査というふうになったものと思われまます。

中学校、小学校、両方耐力度指定が危険となった場合、建てかえの方向、まあ場所等の御指摘もございしますが、場所等については白紙の状態、希望としましては、現在の中学校はちょっと一段下がった、道路より下がった用地になってございますので、それが小学校用地に建てられたらなあということで、またこれは私ども教育のほうの立場といたしまして、施設だけでなく教職員の配置等々も考えますと、小学校、中学校の併設校と、小学校、中学校、離れてするよりも一緒に建てた方が教員等の確保もやりやすいのではないかなあということで今、新築の場合は併設校をできないのかな、そういう模索も今しておるところでございます。場所的にはどこというふうには、はっきりは決まっておりますし、とりあえず小学校、中学校、両方とも補助金の対象になるかどうかの調査を今回の補正で上げさせていただいたところでございます。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 次長さっき言いました場所ね、建てかえの場所を提示したんじゃないんですよ、私は。今の小学校の建ってる場所が中学校よりは比較的安定した場所やから危険度が少ないんじゃないかということをやただけであって、その場所へ新しい併設した学校を建てよということじゃないんですよ。その点、誤解のないようにお願いします。

そして、その耐力度調査をね、これ改築事業の場合の補助対象ということなんで、改修の場合、この耐震診断の1次、2次、3次という診断があるんですけども、2次診断以上の診断を受けないと改築も改修も両方の対象とならないと思うんですよ。ですから、今後耐力度調査を受けた中で耐震診断を受ける予定はないのか、そういう改修も含めた中でそういう検討はしないのかどうか、ちょっとお答え願います。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） この耐力度調査して、答えによるんですけども、例えば、もう危険と、安全性が薄いと出た場合、基本的に私どものほうでは小学校、中学校の建てかえということをや念頭に置いて進めさせていただいております。

そこで、議員がその進む前に改修で済まんのか、そこを検討しないのかということやござい

ますが、ある程度念頭には置かせていただきますが、今方針としては小・中学校の建てかえを目指していきたいと、そのように思っております。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 建てかえ一本でいくという御答弁なんですけども、今後総務委員会の中でもまたこれから出てくると思うんですけども、児童数の関係、またその色川地区約400名ぐらいですか、その住民の年齢構成の割合、そういうようなことから判断して、5年やそこらで、5年、10年で、もう子供の数がなくなってしまうと、ほとんど。そうなった場合に、その責任というのは大きなものになると思うんですよ。金額だけでも建てかえ費用だったら、どうせ体育館も建てるんでしょし、まあ6億円、7億円の費用が要ってくると思うんです。補助金とか起債なんかを受けれると思うんですけども、それが全部全町民の負担になってきますんで、その点、十分、この耐力度調査の結果を検討して、今後も教育委員会の委員さんらの意見も聞き、また色川地区の住民だけじゃなしに全町のいろんなところから意見を聞いて進めていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 議員御指摘の今後の人口予想ということもございます。児童・生徒数に関連いたしまして。

ただ、今町内の小学校、現在生まれた新生児から現在までの入学を調べますと、色川だけは若干ふえる、現在の在校生よりも2名ふえる予定と。まあパーセンテージにするとすごいパーセンテージになるんですが、ほかは減っているのに、あすこだけは現状維持、若干プラスというところがございます。それから先の、今生まれていない、これから来年生まれるであろう、再来年生まれるであろう可能性の話の積み重ねになろうかと思いますが、それについては、出産年齢等々の可能な人の人数等々もございまいしょうが、そういうことも資料としては整えつつ検討してまいりたいと思います。

町の方向といたしましては、新築の方向で今いろいろ動かさせていただきます。その中で議員は全町民という御提案でございますが、一応学校建設に当たっては、今私どもの頭にありますのは色川地域のいろんな代表の方も入れながら新築に当たっての委員会というものを設置していきたいと。現実に地域住民の方で、今そういう色川小学校、中学校を建てる委員会、任意団体であります、つくっていろいろ自分たちの中で検討していただいているようであります、私ども実際の建築に入る前に地域の方と相談をしていきたいと。それに、全町民といってもいろんな地域、また職業、いろんな方もおろうと思うんですが、今のところ、そういう全町へ広げていくということは全然思っておりませんでしたので、今後そういう広い意見を入れるために誰か、単数名になるか複数名になるかわかりませんが、入っていただける方があれば入っていける方向も考えたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 答弁通じませんか。

〔3番下崎弘通君「ちょっとだけ」と呼ぶ〕

まあまあどうぞ、3番下崎君。

回数をですね、せめて5回ぐらいまでにしといてもらわんと、あとの人もあることだし。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 教育委員会でも十分説明していただいて、そして全体の意見が聞けるような人に、聞くような場も持っていて、そうした中で進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 全体高所から見える意見を持った方の意見も参考にできるような機会もまた教育委員会として考えていきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 何点かお聞きしたいと思います。

14ページ、ごみ焼却施設補修工事なんですけど、2号基破碎機の工事やということなんですけど、これ2,900万円ですね。これ運転管理は多分五、六千万円ぐらいやったですかね。当初予算でも出てて、多分これ1億円ぐらい、年間1億円ぐらい出てるんですかね。

これ毎年1億円ぐらいを払うということは、新しくクリーンセンターするのに一年でも早くやったら1億円分安くつくということですよ。その辺どのように考えられているのか、プラン的にいつごろまでにできるとか、そういう事業全体的に早くしていくとかということが1点と、18ページ、教育費の中の学校管理費で、まずこの色川小・中の耐力度調査の委託先というのは、こういう調査っていうのはあれですか、設計屋さんとかに委託するのか、その辺と、これ中学校の校舎部分は以前にされたということで、1回されたら、先ほどもちょっと説明の中で、1回バツを受ければもうずっとそれは通用するんやということで、もう一度これ本校舎をやられるということについてが2点目と、以前地質ということを3番議員さん言われたんで、災害で被害を受けた地域ですからね、多分地質調査っていうのは、例えば改築の場合は結構ですけど、新築の場合は地盤調査というんですか、地質調査というんですか、そういう関係の人間から聞くと、ああいう出たところというのは過去に深層崩壊があつて一応段々畑とかトラスでもったあるんやということで、それが段々畑とか水田とか千枚田みたいな、ああいうところがなくなったら崩壊するおそれが高いよという話を聞いたんで、もし新築される場合やったら、その場所が適所なんかということと、済みません、教育関係が多いんですけど、那智中学校の大規模改修の中のソーラーの件ですか、これ太陽光発電で幾ら要るんか、蓄電池のほう、幾ら要るんかというのと、蓄電池は大体15キロと言われたら、その7掛けで10キロ、これはお昼の間に充電して、それで一晩もつようなものなのか。

それと、よく太陽光発電されたけども、何年かしたら全くもうだめですよ、発電しないですよとかという、あと蓄電池とかというのは多分バッテリー交換とかということもあると思うんですね。その2つの保証期間ということを考えて、この予算ついて発注されることになるのか。

最後に、災害復旧の件で、農地農業用施設災害復旧工事の件ですが、これは町単の工事でやられるんですけど、これいつまで復旧に携わっていくのか。多分国のほうでは補助金がいつい

つまでしかないということがあると思うんですけど、町単の場合はどのように考えられているのか、濟いませんが、よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 塵芥処理費の工事請負費2,900万円の事業補正をお願いいたしております。

現クリーンセンターの供用期限というのが現実にございますので、現焼却炉の運転維持のための必要な設備ということで今回計上、補正をお願いいたしておりますが、供用期限を踏まえてまして委託管理会社等々とも、どの程度の施工が必要かどうか今後検討しながら進めてまいりたいと思っております。

それと、新クリーンセンターへの進捗状況ということですが、現在準備室も8月1日に設置しまして、当初予算で一般廃棄物のごみ処理基本計画等、25年度においてはソフト部門の計画を補助金を受けられるように全て整備した後、着手は予定どおり工事の予定は、もう当初から予定しております27年度中にクリーンセンターの着手に入れるようなソフト計画の準備を全て整えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） まず1点、色川小学校の部分になろうかと思えます。耐力度によって建てかえに当たっての候補地、地質調査をするのかという御質問でございました。これについても、建てかえが現実に関めさせて動き出したときには地質調査をするかしないかも含めて検討したいと思えます。

御存じのとおり、色川地域においては、ああいう急傾斜地の中に土地が、建物等が点在しているような状況でございますので、どこが安全か等々、この間の災害等々もありましてちょっと私どもわかりかねるところでございますが、地域住民の方が住まわれている近くが一番いいとは思えますので、そのあたりでの検討になろうかと思えますが、ボーリングを含めた地質調査をやるかどうか今後検討課題とさせていただきますたいと思えます。

そして、ソーラーについてでございます。ソーラーにつきましては、これは国のグリーン・ニューディールの補助事業を受けてやるわけでありまして、その中でいろいろ、当初私どもの計画の中で停電時対応の自動切りかえの装置がないとか、蓄電がないとかという部分もございまして、それで補助申請やり直した経緯もございまして、それによって、補助金思ったより、当初計画どおりの補助金しかついてなかったという部分もございまして、国がもうそう決定しておりましたので、そういうこともございまして、ソーラー部分の料金については、今ちょっと資料、細かい積算した資料がございませぬので、また議員に金額については報告させていただきたいと、そのように思っております。

そして、当初申しました一旦耐力調査をして危険改築であった場合、1回お墨つきをいただいたという話をさせていただいております。これにつきましても、年数が余り極端に5年や10年たつておると、またどれだけ傷んでおるかかわからん、同じ危険は危険の中でも早急にやり

なさいの危険とか、そういう危険度合いもございましょうし、そういうことで県のほうからの指示で従来やった部分についてもするというふうに聞きました。ですから、今回この中学校の校舎についても入れさせていただいた見積もりになってございます。その先ほどの答弁の中での行き違い、食い違い、申しわけございません。御了承いただきたいと思ます。

委託先については、業者等は決まっておりますが、議員御指摘のとおり、これは免許の持った建築士等々に耐力診断をしていただくことになろうかと思ます。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 質問の件についてお答えさせていただきます。

町単独災害の取り扱いについて、いつまでこれを実施するのかということですが、現在国のほうの激甚災害の指定を受けてやっている部分につきまして、本年度末がその期限となっております。激甚災害の場合、発生年から3年度ということで、本年度末となっております。激甚災害の場合、やはりその災害に関連して今の取り扱いをやるというのは、激甚災害の取り扱いとあわせて本年度末までというのが妥当ではないかと考えております。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） クリーンセンターの件なんですけど、今環境調査とかされているということで、いろいろ順を追ってやられるんだと思うんですけど、なるべく早く、一年でも早くやっていただけたら、その分年間1億円の費用が変わってくるということなんで、その辺はなるべくねじというか、スピードアップでよろしくお願いします。

それと、町単の災害復旧の件なんですけど、ということは、これ全く今年度いっぱい打ち切るとのこと、町単でやられる予定は。その辺ちょっとお聞きします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

激甚災害にあわせて平成25年度までというのは、今の取り扱いを、今はそれぞれ災害復旧に係る分担金というのとは違ってありません。そのためそれ以降については一般の町の単独災害、半額の分担金を必要としますが、そういう取り扱いをしていきたいと考えております。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） ということは、この災害復旧というのがなくなるということですね、この頭の。これ例えば、まだ申請し忘れたあるというのがあって、もし広報でもわかるようやったらこういうことを先に広報していただいて、これから先は普通の工事になりますよというようなことで広報していただいたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、その辺いかがですか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） これにつきましては、タイトルとしては町単災となりますが、その取り扱いの中で、今台風12号災害の関連ということで分担金をいただいております。ですから、それ以降につきましては、通常の町単独災害の取り扱いとしまして分担金の負担も発生してくる、そういう形でやりたいと思ます。それにつきましては周知をさせていただきますし

て実施していきたいと思えます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 3月いっぱいまで分担金要らんということで、4月から要るんですね、これ。簡単に言うたらそういうことですね。わかりました。ありがとうございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 公衆トイレの16ページですが、公衆トイレの改修工事についてですね、ウォシュレットを今度新しくつけかえるというところは何カ所ということじゃなく、どこどこのトイレですかという、トイレだということだけひとつお教え願いたいと思えます。

それで、もう一つ、今問題になっている色川小・中学校の耐力度調査、これやられるということで、補助金絡みの行為だと思えますが、思うというよりそういう説明でございましたが、私これあべこべだと思えますね。まず、学校とかが施設を新しく改築なり新築なりする場合は、やはりこういうことを先にやって、そういう要望ができたり、これはこの施設であれば教育委員会が独自に調査して、やはりあそこの学校は新しく建てかえなければならぬなあということであって、財政当局と相談すると。そういう中で、まずそれではどういう理由で建てかえるんなどということから始まって、まず先にこれをやって、そしてこの耐力度調査をした結果、著しく建物として、学校施設として使っていくのが適当でないと、そういう結果が出まして、それから建てるということであれば、本来、筋が通らんとするんですよ。

今色川の父兄も含めて、地域の人も含めて、色川の小・中学校は建てかえてくれるんやと、人によっては出張所も併設したようなやつも建てかえてくれるんやと、そういう話も聞きますよ。それはもう、行政のほうから、まあ町長もね、町長選のさなかに公約の一つに上げておられたと思うんですわ。そういうこともあって、もうそういう既定の事実なんですよ、ここで建てかえるんですか、何ですかと、皆さんお聞きしてますが、建てかえるということは何遍も私の一般質問の中でも総務課長も言うしですよ、今度は色川の小・中学校ですと、建てかえですと。これ建てかえるということは行政の中で既定の事実なんですよ。僕はあべこべだと思えます。まずこれをやって、この結果がこういう結果になったから建てかえると、そういう話から進めていくのが本当やないんですか。

だから、あべこべのことをよくやりますんでね、だからくどくどとは言いませんが、繰り越しになったり、その予算が廃止になったりしたことも何遍もあるでしょうが。そういうこともありますんで、やっぱり反省してもらってですよ、次に生かしてもらいたいと思えます。

もう一件、そのことについても一つ町長、これは教育委員会からの話と違いますんでね、この建てかえについては。町長ひとつこのことについてはお考えをお聞かせ願いたい。

また、今回工事請負費、市野々の橋とか農道の橋とか、あ、市野々じゃない、市屋の農道の橋とか、そしてトイレの改修工事も含めて土木費でもありますね、道路新設改良費。この道路新設改良費に至っては、今年度当初予算はゼロなんですよ、工事請負費は。というのは、うちの建設業者の余力がないということですね、工事をする余力がないということでゼロにしてある

んです。24年度の繰り越した分でも、23年度の繰り越した分でも24年度で執行できてないのもたくさんあるでしょうが。そういう中で、この災害復旧工事もそうですね。そういう中でですね、果たして今年度中にそれを執行できるんかと。今災害復旧工事については、町単の災害復旧工事については観光産業課長の言うのには、来年からはこの件についてはもうやらないんだということですね、こういう形では。そしたらことしじゅうにこういう事業が執行できるんかなど。例えば高津気の小さな橋があるね、あれ10メートルぐらいあるんですかね、9メートルか10メートルぐらい。まだやってるでしょう、災害復旧工事で。というのは、建設業者に余力がないからね、なかなかできないと、能力の問題。やったらやれるんでしょうが手がありませんよ、手が。そういう中で本当にできるんかどうか、ひとつその辺の見通しもお聞かせ願いたい。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 公衆トイレの改修工事について御説明させていただきます。

それぞれ具体的な箇所を数を確認させて……

〔6番湊谷幸三君「ウォシュレットだけでええで」と呼ぶ〕

はい、わかりました。

ウォシュレットにつきましては、大門坂公衆トイレ、そして木戸浦グラウンドの公衆トイレ、そしてバースハウスの公衆トイレ、JR下里駅の公衆トイレを予定しております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 町長ということでございましたが、私先に答弁させていただきます。

後先になっておるんじゃないかという御指摘でございます。

近年、ここ数年の教育委員会の立場で申しますと、勝小から今現在那智中建築をやらせていただいております。そういうことで一気に単年度で2校というと無理ということもございません。色川だけが昭和30年ごろ、昭和に建てた建物でございまして、順番的に色川に回ってきたので、私ども今回、町の方針として古い建物を建て直すという方針もございましたので、この耐力度調査をさせていただいて、補助対象になるようなことで今から動き出したという部分でございますので、順番待ちをしておって、今動き出したと、そのように解釈していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） もう再々言ってますように、私も地元の地域の要望もありましたし、そういう面も考慮しながら公約にも上げさせていただきました。そういうことで新築ということ判断したわけなんですけれども、ただ、福祉課のほうでも今ゼロ歳、1歳というんですか、9名ほどの赤ちゃんがあるというか、そういうところまで今色川、その子らが中学校卒業するまでという15年先となると、その間、今の校舎を見てもいろいろな面で、本来このままで衰退していくであろうという色川地区の想定をしてなかなか着工せなんだんかもわかりませんが、三川小学校に至っても、あの当時から見たら、まだ色川小学校よりも校舎はきれいか

ったと思ったんですけども、そのことから言って、三川小学校は建てかえたという、その当時の子供の人数というのは色川よりは多かったと思うんですけども、ただ、そういう面からしても色川小学校も、こっちの地域、勝浦全体を考えるとということもあろうかと思うんですけども、やはり地元の人の希望として念願の小・中学校の新築もみんな待ち望んでたということもあるんで、その辺もやはり考慮して私も判断させていただきました。今後そういう方向で教育委員会とも詰めながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

区分15工事請負費、今回補正で幾つか上げさせてもらっております。議員御指摘のとおり、現在災害復旧工事真っさなかの中で業者も大変多くの工事を抱えていただいております。

ただ、今回道路新設改良につきましては、工種が舗装工事ということでございまして、ただ、町営住宅の外構工事につきましては、これはどうしても完成しなければならないという優先度もありますので、前回繰り越した分が優先度が低いというわけじゃないんですけども、今回の町営住宅の工事はどうしても期限が決まっていますもので、こういうふうな形で上げさせてもらっております。順次業者につきましても工事が進んでいけば少しでも次の工事にかかる希望も出てくる可能性もございまして、工事請負費を上げさせてもらっておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） まあ公衆トイレの件ですが、下里駅も入っておるといことですね。順次ですね、浦神の駅もそうでしょうし、天満の駅もそうでしょう、勝浦の駅はもうやったんですかね、24年度でやったんですかね。そしたら宇久井駅もそうでしょうし、駅の便所も町が手がけたところは、やはりウォシュレットにかえていくと、2つあったら1つをウォシュレットにかえていくという考え方でよろしいんでしょうね。

また、町長ね、色川は、もう先ほど来からは建てるか建てんかわからんようなどで議論をされておったと。今もう町長が建てるんやと、そういうところで既定の事実として走っていく、執行されていくんでしょうけど。

まずね、何をやるにしても財政、そうでしょう、ここの庁舎の耐震化あるいは建てかえにしても財政が問題になって、できないと。何でもそうですよ。皆さんいろいろな要望があっても財政が問題になると。

だから先ほどから言ってるように、耐力度調査をした後に結論を出していくと。財政が大事なんですからね、そらもうもちろん建てかえることが一番大事ですよ。だけど、その裏づけとなるものが財政ですんで、まず建てかえるのを決めてから耐力度調査する。それはもう町民にそれでは納得してもらえないですよ。耐力度調査をした結果、色川の小・中学校についてはこういう危険な校舎なんですと、だから建てかえますと、建てかえたいということで町民の皆さんの理解を得て、そういう事業を執行していく。そういうふうやってほしいですよ。

それですね、私もこの色川小・中学校については以前から、議員になったときから、あそこも建てかえなあかんの違うんかと。というのは、宇久井の小学校なんか、恐らく同じぐらいの築だったと思うんですけど、もう3回も建てかえてある。色川は何も建てかえてないんでね、その間。建てかえなあかんの違うかという、そういう問いかけをしたら、行政のほうが、いやいや、要望が出てこん、建てかえるという話をしても乗ってこんと、あれでええんやと、ああいう校舎で学ぶほうが子供のためにええんやと、そういうお話やという話も聞いたです。

ただですね、四川の大地震があった後、こういう話ですよ、老朽化してる中国の四川で学校が崩れて、壊れて大勢の子供が亡くなったという、ああいうことがあって本当にやっぱり建てかえてもらわんとどもならんという、そういう機運が生まれたと思うんですよ。

まあまあ建てかえることについて反対してるわけでも何でも、疑念を持つてるわけでも何でもない。色川小学校に限ったことではありませんが、何かをやると、事業を実施するということであれば、周到に用意して皆さんに資料も出して、皆さんに納得してもらう上で始めていくというような姿勢でこれから取り組んでほしいと思います。

それから、本当にできるんかと、何でこういうこと聞くかといいますと、当初で出してくるんと違う、補正で出してくるんでね、補正で出してくるということは緊急、建設課長、緊急性があるとか、今やらんと補助金がつかんとか、いろいろな理由でもって補正、緊急性ですね、それで出してくる。余力があってできる。僕はね、そういう状態にないと思うんですよ。

道路新設改良費で区から要望出ますね、やりますと、23年度でやりますと言うたやつをずっとほらくってあるんでしょ、いっぱい。そういう中で、本当にやれるんかどうか、この補正を組んだやつは全部、もちろん全部やるんでしょ、産業課の予算であったとしても。どこの予算であったとしても、工事請負契約にかかわることについては建設課でやるんでしょ。代行してやるんでしょ、事務を代行して。それやれるんかどうか聞いてある。やれるんですか。自信ありますか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下孝君） トイレの件につきまして再度補足説明させていただきます。

先ほどウォシュレット化の箇所も述べさせていただきましたが、あと和式を洋式にする箇所等々ございますので、ことし実施する箇所を、場所を述べさせていただきます。

大門坂の駐車場の公衆トイレ、そして下里天満の公衆トイレ、木戸浦グラウンドの公衆トイレ、バースハウスの公衆トイレ、JR下里駅公衆トイレ、バスターミナルの公衆トイレ、ここは昨年トイレの洋式化、ウォシュレット化は行ったんですけども、ことしはオストメート、人工肛門の方の対応もできるトイレを1カ所やりたいと思います。そしてJR浦神駅公衆トイレ、そしてJR湯川駅公衆トイレ、JR宇久井駅公衆トイレ、この9カ所を予定して、それぞれ和式のものは洋式、そしてウォシュレットを設置、そして洋式で使っているものにつきましてはそこへウォシュレットを設置いたします。小便器につきましても自動洗浄化にかえていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 今回補正で上げさせていただきました工事請負費につきましては、年度内完成でやらさせていただきます。

なお、観光産業課の工事請負費、特に災害関係につきましては昨年度より観光産業課の単独、単独といたしますか、観光産業課での処理を行わせていただいております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） トイレのウォシュレットの件ですけども、26年で県の予算のあれがあるので、できる限り、県の予算をとれる限りは整備せえということで公衆トイレのウォシュレット化を進めよということは指示しております。

[6番湊谷幸三君「もうちょっとの、これに絡んで、調査を十分して、それから事業執行するかせんか決めよと、調査をせんうちから、財政的な裏づけもないうちからするなと、事業執行を決めるなということも、町長に」と呼ぶ]

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 色川の校舎の件は、前々から中学校は危険度が高いというのは周知しておいたところなんですけども、今後はそういう計画についてはあらかじめ調査をさせてやらせたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時56分 休憩

13時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 午前中、質疑の中で8番議員からの質問で那智中学校の工事費の内訳等々の御質問がございました。それをただいまから報告させていただきます。

まず、直接工事費として1,918万4,000円、その直接工事費の中にパネル、モジュールが556万8,000円、これは単体でございます。そして御質問のありました蓄電器、蓄電システム単体、器具だけで616万円と、そういう金額になっております。それを合わせて直接工事費で1,900万円。あともろもろ、仮設費で65万2,000円と現場管理費332万円、一般管理費で240万円ということになっております。単体の金額は560万円と600万円ということでお答えさせていただきます。

もう一つ、その製品の保証年数等々の御質問もございましたが、まだ製品をどれにするという確定しておりませんので、保証年数等はまたこの場では申し上げることができません。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第70号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第71号 平成25年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（森本隆夫君） 日程第6、議案第71号平成25年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 議案第71号平成25年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1総括、歳入補正はありません。

次に、4ページをお願いいたします。

3歳出、款4でございます。

款4前期高齢者納付金、目1前期高齢者納付金、補正額13万5,000円及びそのすぐ下でございますが、目2前期高齢者関係事務費拠出金、補正額4,000円は、それぞれ本年度の所要見込み額に対しまして予算額に不足が生じたため補正をお願いするものでございます。

款10諸支出金、項2諸費、目1国県支出金返納金、補正額52万7,000円は節区分23償還金、利子及び割引料で、説明欄記載の国庫支出金返納金42万2,000円と県支出金返納金10万5,000円です。それぞれ24年度の療養給付費等の精算に係るもので、合わせて52万7,000円の返還金の補正をお願いするものです。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第71号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第72号 平成25年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（森本隆夫君） 日程第7、議案第72号平成25年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長藪根君。

○水道課長（藪根敏夫君） 議案第72号平成25年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,029万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,429万4,000円とするものでございます。

第2条、地方債の補正は「第2表地方債補正」によりお願いしております。

2ページをお願いします。

歳入でございます。款4繰入金から款7町債まで、歳入合計欄で補正前の額2億5,399万6,000円、補正額4,029万8,000円追加いたしまして計2億9,429万4,000円となるものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。款1総務費から款2工事費まで、歳出合計欄で補正前の額、補正額、計の額は歳入と同額でございます。

4ページをお願いします。

地方債補正でございます。

記載の目的、簡易水道統合整備事業につきましては、補正前の限度額4,780万円に1,920万円増額し、補正後の限度額を6,700万円とするものでございます。

5ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括、歳入につきましては補正前の額2億5,399万6,000円に補正額4,029万8,000円を追加し、歳入合計2億9,429万4,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。

歳出でございます。補正額4,029万8,000円の財源内訳といたしましては、地方債1,920万円、一般財源2,109万8,000円となっております。

7ページをお願いします。

歳入でございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節区分1一般会計繰入金、補正額1,930万円につきましては、簡易水道統合整備事業工事に伴い一般会計より繰り入れをお願いするものでございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節区分1繰越金179万8,000円の増額をお願いするものであります。

款7町債、項1町債、目1簡易水道事業債、節区分1簡易水道事業債1,920万円につきましては、簡易水道統合整備事業に係る起債を借り入れるものであります。

8ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節区分27公課費105万2,000円の補正につきましては、平成24年度決算に基づく確定消費税の予定額が不足したため補正をお願いするものであります。宇久井簡易水道が4月1日より上水統合により宇久井簡易水道における未収金の扱いから消費税計算における課税収入が増加したことと、歳出において災害復旧工事等の入札差額が出たことにより仕入控除税額が見込みより少なかったことにより確定消費税が当初予算を上回ったため増額の補正となっております。

次に、款2工事費、項1施設整備事業費、目4簡易水道統合整備事業費、節区分15工事請負費3,924万6,000円の増額をお願いするものであります。これにつきましては、資料を提出しておりますので、資料をごらんください。

簡易水道統合整備事業費につきましては、現在の上水道給水区域と簡易水道給水区域の双方が使用する予定の施設があるため、その施設に係る費用につきましては水道事業会計と簡易水道会計で計画1日最大給水量により案分を行っております。まとめたものがこの資料の表となっております。網かけの部分の金額は上水、簡水を合計した総事業費となっておりますので、網かけ部分で御説明いたします。3段目にあります工事費合計欄では、当初予算額5億3,917万2,000円、補正予算額で2億6,142万8,000円、補正後予算額8億60万円となっております。

大きな増額補正となっております。増額理由につきましては何点かございますが、表の下に箇条書きで書いてございます。

資料2枚目の平面図とあわせて御説明いたします。図面は今年度施工予定部分を赤色で着色して表示しております。大きく分けて取水井や取水ポンプ槽などの取水施設、浄水場まで原水を送るための導水施設、また図面下においてあります管理棟や浄水池等の浄水施設となっております。増加理由の一つといたしましては、現在県が実施中であります河川改修工事との調整がございます。今回の河川改修によって新たに設置されます堤防は現状より高くなることになりました。これによりまして取水井の地上構造物を含めた井戸全体の深さを全体の予定より深くする必要が出てきております。次に、図面の堤防のところに緑色で書いてありますが、今現在使用している取水樋門がこの河川工事によりなくなってしまうため、県により新たに取水井の近くに取水樋門をつくっていただけることとなっております。このため当初は伏流水のみの取水を予定しておりましたが、より取水の確実性を高めるため、伏流水がとれなくなったときのバックアップとしても表流水もとれる構造に変更いたしております。また、雨が少ない影響もありますが、現在県河川改修により太田川がひどく濁っております。このためろ過砂の目詰まりが著しく、ろ過池管理に苦慮しているところであります。今回の計画により取水井から取水ができれば濁度の低い水が取水できるため、当初は26年度に予定しておりました取水ポンプ整備工事を1年前倒して今年度実施する計画としております。また、②のその他といたしましては、管理棟建設に伴う地質調査を実施したところ、基盤部が傾斜しており、予定していたくい打ちの深さが深いことになりました。そのため基礎工事が増加しております。また、地質調査の結果から通常の鋼矢板3型より大きな鋼矢板5型が必要となったことから、土どめ工を変更いたしております。また、管理棟に設置されます中央管理システムが当初1階に設置を予定しておりましたが、よりシステムの安全性を高めるため、そして職員の場内監視の利便等を考慮して2階配置に変更しております。そのために大きく補正を組まさせていただきます。

改正点につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

8番東君。

○8番（東 信介君） 1点だけちょっとお聞きします。

浄水施設の建物のほうですか、システムのほうは2階にするということ、電気室もこれ同じようにあるんですかね、これ。これも電気室も2階に上がるのかな。

あと、自家発電とかという、そういうシステムがあるのかなあというのと、済いませんがよろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 水道課長藪根君。

○水道課長（藪根敏夫君） お答えいたします。

電気室につきましては、現在1階で計画しておまして、2階へ上げるためにはかなりの重量が必要ということで、そのためにもまた2階改修をしなくてはならないということで、今現

在1階のほうで計画しております。

自家発電につきましては、一応自家発電のほうも計画しております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第72号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第8 議案第73号 平成25年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（森本隆夫君） 日程第8、議案第73号平成25年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 議案第73号について御説明申し上げます。

議案第73号平成25年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,102万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,832万1,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、歳入で款3国庫支出金から款8繰越金までの補正で歳入合計、補正前の額17億6,729万7,000円、補正額1,102万4,000円の増、計17億7,832万1,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。款1総務費から款4諸支出金までの補正で、歳入合計と同額でございます。

6 ページをお願いします。

歳入でございます。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金、補正額 36 万 8,000 円につきましては、介護・予防給付費に係る 24 年度実績額確定による過年度分介護給付費負担金の追加分を受け入れるものでございます。

款 7 繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 2 その他一般会計繰入金、補正額減 36 万 8,000 円につきましては、前年度給付費負担金等精算分に伴う減額でございます。

款 8 繰越金、目 1 繰越金、補正額 1,102 万 4,000 円につきましては、前年度繰越金でございます。

7 ページをお願いします。

歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 25 積立金 280 万 6,000 円につきましては、平成 24 年度実績確定に伴い介護給付費準備基金へ追加積立金とするものでございます。

款 4 諸支出金、項 2 諸費、目 1 国庫支出金返納金、補正額 317 万円及び目 2 支払基金交付金返納金、補正額 504 万 8,000 円、計 821 万 8,000 円のそれぞれ節 23 償還金、利子及び割引料につきましては平成 24 年度の各負担金額の交付額確定による返納金でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第 73 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 9 議案第 74 号 平成 25 年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（森本隆夫君） 日程第 9、議案第 74 号平成 25 年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計補正

予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 議案第74号について御説明申し上げます。

議案第74号平成25年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ673万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、歳入で款1繰入金の補正で歳入合計、補正前の額644万4,000円、補正額29万4,000円の増、計673万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。款3総務費での補正で歳入合計と同額でございます。

6ページをお願いします。

款1繰入金、目1一般会計繰入金、補正額29万4,000円につきましては、デイサービスセンターゆうゆうの施設修繕費として一般会計から繰り入れをお願いするものでございます。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

款3総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節11需用費、補正額29万4,000円につきましては、デイサービスセンターゆうゆうの埋設給湯管漏水のため施設修繕料としてお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第74号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第75号 平成25年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（森本隆夫君） 日程第10、議案第75号平成25年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長藪根君。

○水道課長（藪根敏夫君） 議案第75号平成25年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第1条、平成25年度那智勝浦町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成25年度那智勝浦町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

支出でございます。第1款水道事業費用、既決予定額3億6,724万5,000円に補正予定額284万5,000円を追加し、計3億7,009万円とするものでございます。

第1項営業費用、既決予定額3億507万7,000円、補正予定額284万5,000円を追加し、計3億792万2,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条本文括弧を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,244万4,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,495万円、過年度分損益勘定留保資金6,749万4,000円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款資本的収入、既決予定額7億937万4,000円に補正予定額2億8,450万円を追加し、計9億9,387万4,000円とするものでございます。

第1項企業債、既決予定額5億1,550万円に補正予定額2億3,950万円を追加し、計7億5,500万円とするものでございます。

第2項負担金、既決予定額8,160万円に補正予定額4,500万円を追加し、計1億2,660万円とするものでございます。

支出でございます。

第1款資本的支出、既決予定額7億9,136万9,000円に補正予定額2億9,494万9,000円を追加し、計10億8,631万8,000円とするものでございます。

第1項建設改良費、既決予定額2億2,756万6,000円に補正予定額7,276万7,000円を補正し、3億33万3,000円にするものでございます。

第2項簡易水道統合整備事業費、既決予定額5億1,759万8,000円に補正予定額2億2,218万2,000円を追加し、7億3,978万円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第4条、第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的、送配水施設整備事業、補正前の限度額7,600万円を補正後9,900万円に、また簡易水道統合整備事業、補正前の限度額4億150万円を補正後6億1,800万円とするものでございます。

3ページをお願いします。

予算に関する説明書でございます。

収益的収入及び支出。

支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、既決予定額7,477万6,000円に補正予定額208万5,000円を追加し、7,686万1,000円とするものでございます。

目2配水及び給水費、既決予定額3,107万5,000円に補正予定額76万円を追加し、計3,183万5,000円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出、収入でございます。

款1資本的収入、項1企業債、目1企業債、既決予定額5億1,550万円に補正予定額2億3,950万円を追加し、計7億5,500万円とするものでございます。

項2負担金、目2工事負担金、既決予定額8,000万円に補正予定額4,500万円を追加し、1億2,500万円とするものでございます。

4ページをお願いします。

支出でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目2送水施設整備費、既決予定額1億3,500万円に補正予定額7,276万7,000円を追加し、計2億776万7,000円とするものでございます。

項2簡易水道統合整備事業費、目2取水施設整備費、既決予定額1億8,452万2,000円を全額を新たに設けた目6取水・導水施設整備費に目の整理をするものでございます。

目3導水施設整備費につきましても、取水施設整備費同様、目6の取水・導水施設整備費に目の整理をするものでございます。

目4浄水施設整備費、既決予定額2億3,469万6,000円に補正予定額1億1,782万6,000円を補正し、3億5,252万2,000円とするものでございます。

目6取水・導水施設整備費につきましては、新たに目を設け目の整理を行った目2、目3と追加補正の1億435万6,000円を合わせた計3億2,633万8,000円とするものでございます。

5ページをお願いします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、支出でございます。

水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、節区分13修繕費178万5,000円を補正するものでございます。これにつきましては県の太田川改修により原水の濁度が上昇し、ろ過池の目詰まりがひどく、ろ過池の補砂作業を行うため補正をお願いするものでございます。節区分15薬品費30万円の補正につきましては、宇久井浄水場において4月の豪雨及び河川工事により濁度が上昇し、凝集剤を多く使用したため薬品費を補正するものでございます。

目2配水及び給水費、節区分6委託料76万円の補正につきましては、宇久井ニュー勝浦団地中継所ポンプに接続する送水管が私有地に埋設されているため私有地の送水管路用地と中継ポンプ所用地の余剰部分を等価交換するため、土地の文書に係る測量等を委託するもので、図面を資料の3枚目につけさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。1枚目ですね、済いません、1枚目につけ足しております。一応1879の3が町有地で中継ポンプ所用地、黒く塗ったところも含むということであります。そこから右上の緑の線から点線に沿って元里道が通っておりまして、その里道の中に送水管が埋設されております。現在1592の4番地は個人の所有となっており、所有者から布設している水道管を寄せてほしい旨の連絡がありました。1592番地の所有者と現地において話し合いをし、水道用地の土地、黒く塗った部分と個人持ちの青く塗った土地を等価交換し、青く塗られた中に送水管を移設することに同意をいただきましたので、用地測量をし用地を特定するため補正をお願いするものでございます。

次に、資金的収入及び支出、収入でございます。

款1資金的収入、項1企業債、目1企業債、既決予定額5億1,550万円、説明欄記載の送水管施設整備費事業2,300万円、簡易水道統合整備事業2億1,650万円、計2億3,950万円を追加し、計7億5,500万円とするものでございます。

項2負担金、目2工事負担金、既決予定額8,000万円に市屋地内送水管移設補償金4,500万円を追加し、1億2,500万円とするものでございます。

6ページをお願いします。

支出でございます。

款1資金的支出、項1建設改良費、目2送水施設整備費、節区分2工事請負費、既決予定額1億3,500万円に7,276万7,000円を追加し、計2億776万7,000円とするものでございます。説明欄記載の宇久井地内送水管布設替工事につきましては、先ほど水道用地測量業務委託で説明させていただきましたニュー勝浦団地中継ポンプ所に接続する送水管の布設替工事でございます。これに係る補正予算額は378万円であります。市屋地内送水管布設替工事につきましては、那智勝浦道路の支障移設工事でありまして、国交省からの要請により、当初は来年度に計画しておりましたが1年前倒しし、本年度実施するものであります。位置図を資料の2枚目につけさせてもらっております。赤丸で囲んでいる市屋地区業務位置が今回布設がえを行う計画箇所となっております。那智勝浦道路の工程の見直しにより市屋第2トンネルの工事を前倒しし施工するため、この工事に支障となる本町の水道管の移設を本年度1月末までに移設するよう求められたため補正をお願いするものでございます。補正予定額は6,898万7,000円でございます。なお、国交省より、先ほど負担金で御説明させていただきました4,500万円の負担金を見込んでおります。

項2簡易水道統合整備事業費、目2取水施設整備費、既決予定額1億8,452万2,000円全額を目6の取水・導水施設整備費に目の変更更正をするものでございます。

目3導水施設整備費におきましても、既決予定額3,746万円全額を目6の取水・導水施設整備費に目の更正をするものでございます。

目4浄水施設整備費、既決予定2億3,469万6,000円、補正予定額1億1,782万6,000円を補正し、3億5,252万2,000円とするものでございます。詳細につきましては簡易水道事業費特別会計のほうで説明させていただきましたので省略させていただきます。

目6取水・導水施設整備事業費につきましては、取水施設と導水施設は密接な関連を要する施設のため、同時工事施工を行う必要があることから目を統一させていただきました。

目2の取水施設整備費1億8,452万2,000円と目3の導水施設整備費3,746万円の目整理を行ったものと、新たに補正額1億435万6,000円を追加し、計3億2,633万8,000円とするものでございます。これにつきましても詳細につきましては簡易水道で説明させていただきましたので省略させていただきます。

水道事業会計につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第75号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第76号 井鹿地区（第508号・井戸築造）災害復旧工事請負契約について

○議長（森本隆夫君） 日程第11、議案第76号井鹿地区（第508号・井戸築造）災害復旧工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 議案第76号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第76号朗読〕

次のページの入札執行調書をごらんください。

8月27日に指名業者5社で入札を行い、大和建设株式会社が落札いたしました。

契約額6,751万5,000円でございます。請負率96.43%でございます。工事概要につきましては、井鹿地区井戸築造災害復旧工事となっております。契約工期は平成26年3月31日となっております。

この井戸の築造につきましては、平成23年12号台風の災害によりまして、当時井鹿地区の農業用水を賄っておりました井鹿池の堤体が倒壊し、農業用水確保のため池としての機能を全くなさくなりました。そのため代替施設の確保ということで激甚災害の中の農業災害復旧事業として国の補助を受けることができました。工事概要につきましては、井戸の築造、井戸築造工部がL18.23メートル、外径円周が3.1メートルの井戸の掘削及び築造工事を行います。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第76号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議案第77号 和歌山県消防救急デジタル無線広域・共同整備事業に係る整備工事委託協定の締結について

○議長（森本隆夫君） 日程第12、議案第77号和歌山県消防救急デジタル無線広域・共同整備事業に係る整備工事委託協定の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長中嶋君。

○消防長（中嶋秀和君）

〔議案第77号朗読〕

議案第77号について説明させていただきます。

議案第77号和歌山県消防救急デジタル無線広域・共同整備事業に係る整備工事委託協定の締結についてでございます。

県消防救急無線デジタル化広域・共同整備事業の入札結果に基づき、平成25年度協定書を和歌山県と締結するものです。協定書の内容につきましては、県下の消防本部等、2消防非常備町村及び県内17消防本部の消防救急無線のデジタル化整備のうち無線設備等の共同整備工事の平成25年度施工計画分であり、事業の執行を和歌山県に委託するものであります。平成25年度分の本町が負担する費用は1億3,065万1,300円となっております。事業が完了したときは本町に帰属されることとなっております。なお、整備工事の期間は平成25年度から平成27年度までとなっております、事業年度ごとに年度協定を締結することとなっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第77号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第78号 財産の取得について

○議長（森本隆夫君） 日程第13、議案第78号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長中嶋君。

○消防長（中嶋秀和君）

〔議案第78号朗読〕

次のページに入札執行調書を添付させてもらっております。

議案第78号について説明させていただきます。

議案第78号財産の取得について。

消防ポンプ自動車消防団用2台でございます。

入札は平成25年7月17日午後1時30分から那智勝浦町役場第1会議室において行いました。

1台は、平成6年12月配備の消防ポンプ自動車の経年19年による老朽化が著しいため消防団第

3分団に更新配備するものです。もう一台は、平成4年12月配備の消防ポンプ自動車経年21年による老朽化が著しいため消防団第4分団に更新配備するものです。両車とも悪路走行可能な4WD仕様しております。

近隣の取扱業者である表記載の3業者を指名し、指名競争入札の結果、蓬萊自動車工業所が第1回目で落札いたしました。消費税を加算いたしまして2,997万7,500円であります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第78号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 発議第1号 農業委員会委員の推薦について（経済常任委員会報告）

○議長（森本隆夫君） 日程第14、発議第1号農業委員会委員の推薦について（経済常任委員会報告）を議題とします。

経済常任委員長からお手元に配付のとおり、農業委員会委員の推薦についての報告書が議長宛てに届いておりますので、局長から朗読させます。

局長伊藤君。

○事務局長（伊藤善之君）

〔発議第1号朗読〕

○議長（森本隆夫君） 委員長から選考の経過及び結果についての報告を求めます。

8番東君。

○経済常任委員長（東 信介君） それでは、9月9日に経済常任委員会に付託されました発議第1号農業委員会委員の推薦について御報告いたします。

この9月16日に農業委員会委員が任期満了となることから、9月10日の本会議終了後に委員会を開会し、お手元に配付されています3名を農業委員会委員として推薦することで決定いた

しました。

まず、各委員からの意見を求めた上で、当局担当課に候補者案の提示を求め審議いたしました。

それでは、3名の候補者を御紹介いたします。

掛橋廣行さん、昭和14年生まれ73歳。八尺鏡野地区で農業に従事し、農業委員として平成13年9月17日から現在に至る4期12年間在籍し、平成16年9月17日から19年9月16日の3年間は会長の補佐を行う職務代行を、平成19年9月17日から現在までの6年間は会長に就任し会員からは絶大な支持を得ている。その間、休耕田解消対策として学校給食米供給事業や米の品質向上のための人工衛星による食味測定事業、深刻化する鳥獣害防止対策事業の提言をし大いに成果を上げている。今後も本町農業委員会に欠かせない人物である。

次に、築紫幸子さん、昭和23年生まれ65歳。南大居地区でイチゴ栽培に携わっている。農業委員とし平成22年9月17日より在籍し、那智勝浦町イチゴ生産組合婦人部加工グループおはつ、那智勝浦町農産物生産加工友の会の各役員を務めている。本町における農産物加工のスペシャリストである。また、新規就農者や地域の方々にも人望があり、町内外の農業団体とのネットワークも強く、農産物の生産加工販売の観点から本町の農業発展に必要な人材である。

次に、石田光代さん、昭和25年生まれ62歳。狗子ノ川地区で果樹の栽培に携わっている。農業委員として平成19年9月28日から現在まで在籍し、これまで東牟婁地方農業士会副会長、東牟婁果樹研究会会長、那智勝浦町果樹園芸会会長を務めてきた。幅広い見識で東牟婁地方を代表する女性リーダーである。地域の方々にも人望があり、特に女性の方には絶大な信頼を得ている。また研修会等にも積極的に参加し日々研さんに努めており、これからの本町の農業の発展と農業委員会にとっては欠かせない人物である。

以上3名、農業に対する3名の見識や経験、実績等を審査し、ここに議会推薦の適任者として推薦いたしたく、各議員の御理解と御承認を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 委員長に対して質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

発議第1号について委員長報告のとおり推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は委員長報告のとおり推薦することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 請願、陳情の委員会付託について

○議長（森本隆夫君） 日程第15、請願、陳情の委員会付託についてを議題とします。

局長から陳情文書表及び陳情書を朗読させます。

局長伊藤君。

○事務局長（伊藤善之君）

〔陳情文書表及び陳情書朗読〕

○議長（森本隆夫君） ただいま局長朗読のとおりです。

陳情文書表のとおり、陳情受理番号25年5については総務常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時29分 散会